

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月2日
【会社名】	株式会社リアルビジョン
【英訳名】	RealVision Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沼田 英也
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目13番5号
【電話番号】	(03)6277-8031(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 斉藤 順市
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目13番5号
【電話番号】	(03)6277-8031(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 斉藤 順市
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年1月30日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社D S C（以下、「D S C」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業内容

商号	株式会社D S C
本店の所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号渋谷プレステージビル2階
代表者の氏名	代表取締役 霜田 広幸
資本金の額	95,000千円（平成27年1月30日現在）
純資産の額	2,068,078千円（平成26年7月31日現在）
総資産の額	5,480,366千円（平成26年7月31日現在）
事業の内容	広告代理店業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成24年7月期	平成25年7月期	平成26年7月期
売上高（千円）	3,897,438	7,328,775	10,884,684
営業利益（千円）	408,127	810,980	1,777,968
経常利益（千円）	411,518	808,082	1,754,071
当期純利益（千円）	230,728	321,262	522,314

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成27年1月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
株式会社リアルビジョン	53.28%
Pure Gold Assets Ltd	23.36%
株式会社ジェイサイト	23.36%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、D S C 普通株式666株（議決権比率53.28%）を保有しております。
人的関係	当社役員2名が当該会社の役員を兼任しております。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本株式交換の目的

D S C は、主に法律系士業（弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社労士等）への広告の提案、コンサルティング業務、ホームページ制作等を行う総合広告代理店企業であり、当社グループの新規事業領域において大きな柱となる広告事業の中核を担う当社の連結子会社であります。

この度、当社は、当社グループにおける当該事業の重要性、将来性に鑑み、D S C を当社の完全子会社とすることで、迅速な意思決定によるグループ経営の機動性を高め、より強固な収益基盤の確立及び更なる企業価値の向上が目指せるものとして、当社を完全親会社、D S C を完全子会社とする株式交換を実施することいたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当の内容、その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を完全親会社、D S C を完全子会社とする株式交換となります。本株式交換において、当社は会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、当社の株主総会決議による承認を得ることなく行い、D S C は平成27年1月30日開催の臨時株主総会の決議による承認を得た上で、平成27年2月24日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換に係る割当の内容

会社名	株式会社リアルビジョン (株式交換完全親会社)	K 2 D株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当の内容	1	2,740
株式交換により発行する新株式	普通株式：1,600,160株	

(注1) 本株式交換に係る割当の比率

D S C株式1株に対し、リアルビジョン株式2,740株を割当交付いたします。

(注2) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が生じることが見込まれますが、当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、会社法第192条第1項の定めに基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができます。

(注3) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する株式に1株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条の規定に基づく処理を行います。

その他の本株式交換契約の内容

当社が、D S Cとの間で平成27年1月30日に締結した株式交換契約の内容は、以下のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社リアルビジョン(以下「甲」という。)と株式会社D S C(以下、「乙」という。)とは、平成27年1月30日付で、次のとおり合意し、本株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本株式交換)

本契約の定めるところにより、甲および乙は、両者間で株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施し、乙の発行済株式の全部を甲に取得させる。

2. 本株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

(1) 株式交換完全親会社：甲

(商号)：株式会社リアルビジョン

(住所)：東京都港区赤坂二丁目13番5号

(2) 株式交換完全子会社：乙

(商号)：株式会社D S C

(住所)：東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号

第2条(本株式交換に際して交付する株式およびその割当て)

甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、甲の普通株式1,600,160株を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前日(以下「基準日」という。)の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の合計数に2,740を乗じて得た数の甲の普通株式を新たに発行し、割当・交付する。

3. 前二項に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に1株満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第3条(甲の資本金および準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 増加する資本金の額 金 0円

(2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条の定めに従い増加することが必要とされる最低額

(3) 増加する利益準備金の額 金0円

第4条（効力発生日）

株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年2月24日とする。但し、本株式交換の
手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、これを変更する
ことができる。

第5条（株式交換契約承認株主総会）

乙は平成27年1月30日を開催日として、株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議
を求める。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要性がある場合には、甲乙協議のうえ、書面
による合意により、開催日を変更することができる。

2. 甲は会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承
認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議によ
る承認を受けることが必要であることが判明した場合には、甲は効力発生日の前日までに、甲の株主総会を招集し、本契
約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第6条（会社財産の管理）

甲および乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至までの間、それぞれ善良なる管
理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、本株式交換にかかる手続を除き、その財産
または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ甲乙協議し合意する場合に限り、これを行うこ
とができるものとする。

第7条（株式交換条件の変更および本契約の解除等）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、(1)天災地異その他事由により、甲または乙の財産状態もしくは
経営状態に重大な変動が生じた場合、(2)本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、(3)その他本契約の
目的の達成が困難となった場合には、それぞれ相手方に通知し、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本株式交換の
条件その他の内容を変更し、または本契約を解除し本株式交換を中止することができる。

第8条（本契約の失効）

本契約は、(1)甲もしくは乙の第5条に定める株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する
決議（但し、甲については第5条第2項但書に該当する場合に限る。）がなされないとき、(2)本株式交換の効力発生のため
に事前に必要な法令に定める関係官庁もしくは金融商品取引所等の承認の取得その他の手続が完了しないとき、または、
(3)前条各項の規定に従って本契約が解除され本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。かかる場合、甲お
よび乙は互いに損害金、損失、費用その他一切の負担（以下、併せて「損害等」と総称する。）に係る賠償を相手方に請
求できない（但し、相手方の故意または重過失により損害等が発生した場合を除く。）

第9条（租税公課）

本株式交換について法令上課徴される租税公課がある場合は、各当事者は、その法令上の責任に従って、その負担す
べき税金等を各自支払う責を負う。

第10条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲
乙誠実に協議のうえ、これを定める。

第12条（合意管轄）

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年1月30日

甲：
東京都港区赤坂二丁目13番5号
赤坂會館ビル5階
株式会社リアルビジョン
代表取締役 沼田 英也

乙：
東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号
渋谷プレステージビル2階
株式会社D S C
代表取締役 霜田 広幸

(4) 本株式交換に係る割当の内容の算定根拠

割当の内容の根拠及び理由

当社及びD S Cは、第三者機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を参考に、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記(3)記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。なお、株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間で協議の上変更することがあります。また、本株式交換に伴う新株発行により、株式の希薄化が生じることとなりますが、上記(2)本株式交換の目的のとおり、当社は、本株式交換により、迅速な意思決定によるグループ経営の機動性を高め、より強固な収益基盤を確立することで、企業価値ならびに株式価値の向上を図れるものと判断しております。

算定に関する事項

(a) 算定機関の名称ならびに当事会社との関係

当社は、本株式交換に際して交付される当社の株式の数の算定にあたって公平性・妥当性を担保するため、当社及びD S Cから独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下、東京フィナンシャル・アドバイザーズという)に算定を依頼いたしました。なお、算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズは、当社及びD S Cから独立した算定機関であり、当社及びD S Cの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(b) 算定の概要

D S Cの株式価値については、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズに株式価値の算定を依頼いたしました。東京フィナンシャル・アドバイザーズは、当該株式の評価において、評価対象会社の収益性及び将来性を反映した評価結果が得られることから、DCF(ディスカウント・キャッシュフロー)法を、また、同社が非上場会社であることを考慮し、貸借対照表上の純資産に着目した純資産価額方式を採用しました。DCF法においては、D S Cの5ヶ年事業計画を算定基礎として算出した将来キャッシュフローを現在価値に割引くことによって企業価値を算定しており、割引率は6.513%を採用しております。なお、当該事業計画では、同社の既存事業に係る広告案件を前提とし、平成27年7月期から平成31年7月期にかけて過払金請求等に関する広告案件が縮小傾向となる影響を保守的に見積もり、平成26年7月期と比較して減益(平成27年7月期：営業利益1,002百万円、平成28年7月期：営業利益595百万円、平成29年7月期：営業利益476百万円、平成30年7月期：営業利益5百万円、平成31年7月期：営業利益7百万円)を見込んでおります。

また、D S Cの株式価値については、純資産価額方式及びDCF法ともに基準日を平成26年11月末日として算定を行っており、当社が保有する当社株式(11月末日時点保有株式数：900,000株)の価額については1株あたり603円(平成26年11月28日終値)として算定しておりますが、株式交換比率の算定にあたって、調整等は行っておりません。

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所市場第二部に上場していることから、市場評価方式を採用いたしました。

東京フィナンシャル・アドバイザーズは、平成26年11月21日付にて当社が開示いたしました「株式会社D S Cの株式追加取得に伴う子会社化に関するお知らせ」及び「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」公表以降、当該開示以前の期間とは異なる株価形成が確認されていることから、同日以降の株価のみを算定の基礎とし、本件株式交換に係る取締役会決議日の前日である平成27年1月29日を算定基準日として、平成26年11月21日から算定基準日まで、算定基準日の直前1ヶ月間、算定基準日の各期間における市場終値の出来高加重平均により算定いたしました。

以上を踏まえ、東京フィナンシャル・アドバイザーズは、D S Cの1株当たり株式価値をD C F法により1,514千円から1,851千円、純資産価額方式により1,819千円、当社の1株あたり株式価値を523円から637円と算定しており、当該株式価値算定において当社株式の1株当たりの算定価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりであります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	K 2 D	2,378.07 ~ 3,536.63
市場株価法	D C F 法 純資産価額法	

以上の算定結果を踏まえ、当社は本株式交換比率について検討し、D S Cと交渉を行った結果、D S C株式1株に対して、当社株式2,740株を割当てることと決定いたしました。

- (5) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社リアルビジョン
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目13番5号
代表者の氏名	代表取締役 沼田 英也
資本金の額	1,498百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	グラフィックス事業、システム開発ソリューション事業、ビジネスソリューション事業、広告事業

以 上